

議第104号

土地改良事業計画の概要の策定について

次の土地改良事業の計画の概要を別紙のとおり定める。

- 1 事業名 災害復旧事業及び農地耕作条件改善事業
- 2 工種 ほ場整備
- 3 地区名 安浦町市原地区

(提案理由)

土地改良事業を行うに当たり、その計画の概要を定めるため、土地改良法第96条の2第2項の規定により、この案を提出する。

土地改良事業計画概要書

第1章 目的

安浦町市原地区は水稻を中心とした営農を行う、区画狭小、未整備地域であったが、平成30年7月豪雨により、大規模な被害を受けた。

復旧に当たっては、災害復旧事業と併せて農業の生産基盤である農地の区画形質の改善、用排水路、道路整備、農地の集団化等を総合的に実施し、農地を機械の効率的な運行と合理的な水管理を行い得る生産性の高い条件に整備することを目的とする。

第2章 地域の所在及び現況

1 地域の所在及び地積

所 在	呉市安浦町大字中畑					
地 積 (ha)	田	畑	山林・原野	5条7項 (※1)	5条6項 (※2)	計
	6. 1	0. 2	0. 2	0. 4	0. 5	7. 4

(※1) 5条7項：土地改良法第5条第7項に規定される、建築物の敷地、墓地、境内地その他の農用地以外の土地（土地改良法第5条第6項に規定する土地を除く。）

(※2) 5条6項：土地改良法第5条第6項に規定される、国有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供している土地

2 地域の現況

(1) 地形

本地区は、呉市の東部に位置し、標高は138メートルから218メートルで、林道野路山線と市道内海市原線に隣接した、二級河川野呂川沿いに農地が展開している。

(2) 土壌及び土性

林道野路山線沿いの土壌は黄褐色土、土壌型は粘土型、土性は粘質土である。

また、市道内海市原線沿いの土壌は黄褐色土、土壌型はれき層れき質土全層砂れき型、土性は砂れき質土である。

(3) 気象

瀬戸内海式気候で、温暖で降水量の少ない気候温和な地域である。

年間平均気温16.8度、年間降水量は1,577ミリメートルである。

(4) 水利状況

本地区は、用排兼用の土水路で井せき、溪流から取水し河川に自然排水している。水路は漏水が甚だしく、さらに田越しによる用排水が行われている。

(5) 土地所有状況

区 分	個人	市	国・県	計
地 積 (ha)	6. 9	0. 5	—	7. 4
権利者 (人)	3 0	1	—	3 1
受益農家数(戸)	1 9	—	—	1 9

(6) 地域環境の概況

本地区は、ニホンアカガエル、トノサマガエル、アカハライモリ、ニホントカゲ、コガネグモ、シャジクモ、イチョウウキゴケなどの生息が確認されているため、工事の施工前から随時確認を行い、必要に応じて環境配慮対策を行う必要がある。

第3章 基本計画

1 工事計画の内容

地区名	工 種	数量及び規模
安浦町市原地区	整 地 工	5. 5 ha
	道 路 工	L=1. 5 km W=4. 0 m
	用 水 路 工	L=0. 7 km KF 2 0 0 mm～3 0 0 mm
	排 水 路 工	L=0. 2 km KF 2 0 0 mm～5 0 0 mm DF 1, 0 0 0 mm×1, 0 0 0 mm
	用 排 水 工	L=0. 8 km KF 2 0 0 mm～5 0 0 mm DF 1, 0 0 0 mm×1, 0 0 0 mm
	暗渠排水工	A=2. 0 ha 塩ビ管φ 5 0 mm～1 2 5 mm

(L:長さ, W:幅, KF:角フリューム, DF:大型排水フリューム, A:面積, 塩ビ管:硬質ポリ塩化ビニル管, φ:内径)

2 環境配慮に係る計画

施工中は、河川等へ汚濁水を流出させないよう河川汚濁防止工の施工により配慮を行う。

また、希少種指定されている動植物については、近隣する地区外への移動・移植を検討している。

第4章 工事又は管理の要領

事業により創設される道路・水路で、呉市が取得する施設は、同市の規程により維持管理を行う。

第5章 換地計画の要領

1 換地計画樹立の必要性

災害復旧事業（区画変更）及び農地耕作条件改善事業により基盤の整備を行い、もって農用地の集団化を図ることから、公平適切な換地の配分、利害関係者の権利の帰属及び公定のための換地計画を樹立する必要がある。

2 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査に基づく登記が完了している土地にあつては、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。

(2) 農用地集団化の方法

区分 地区名	地帯別，グループ別団地の指定	個人別換地の方法		
		位置の選択	一戸当たり目標団地数	区画けい畔の取扱い
安浦町市原地区	ブロック別集団化	母地集団化方式	おおむね2団地	移動けい畔

(3) 非農用地換地の方法

区分 地区名	種類	非農用地区域の位置の概略	面積 (㎡)	換地の手法
安浦町市原地区	宅地	おおむね従前の位置	3,301.97	特定用途用地
	雑種地	同上	372.00	同上
計			3,673.97	

(4) 清算の方法

比例地積清算方式

3 土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係る地積

換地区	区分 種類	公用公共用地 (㎡)			計 (㎡)
		国有地	県有地	市有地	
安浦町市原地区	道路	—	—	3,538.60	3,538.60
	水路	—	—	1,116.60	1,116.60
計		—	—	4,655.20	4,655.20

第6章 費用の概算

総事業費 257,000,000円

第7章 事業費の負担区分

事業	事業費負担割合			
	補助金		地元負担金	
	国費	県費	市費	受益者負担
災害復旧事業(農業用施設)	99.7%	—%	0.3%	—%
災害復旧事業(農地)	97.6%	—%	—%	2.4%
農地耕作条件改善事業	55.0%	15.0%	27.6%	2.4%

第8章 効用

本地区は、平成30年7月豪雨により、大規模に農地及び農業用施設が崩壊したため、原形に復旧することは極めて困難な状況である。そのため土地改良法に基づく区画整理を実施することにより、本地区の早期の効用回復を図る。

また、農地を機械の効率的な運行と合理的な水管理を行い得る生産性の高い条件に整備し、新たな担い手の確保・育成を推進することにより、農業従事者の高齢化による地域農業の衰退を解消し、農地の荒廃を防ぎ、地域農業の再編と農業経営の安定化を図る。

第9章 他の事業との関係

該当なし

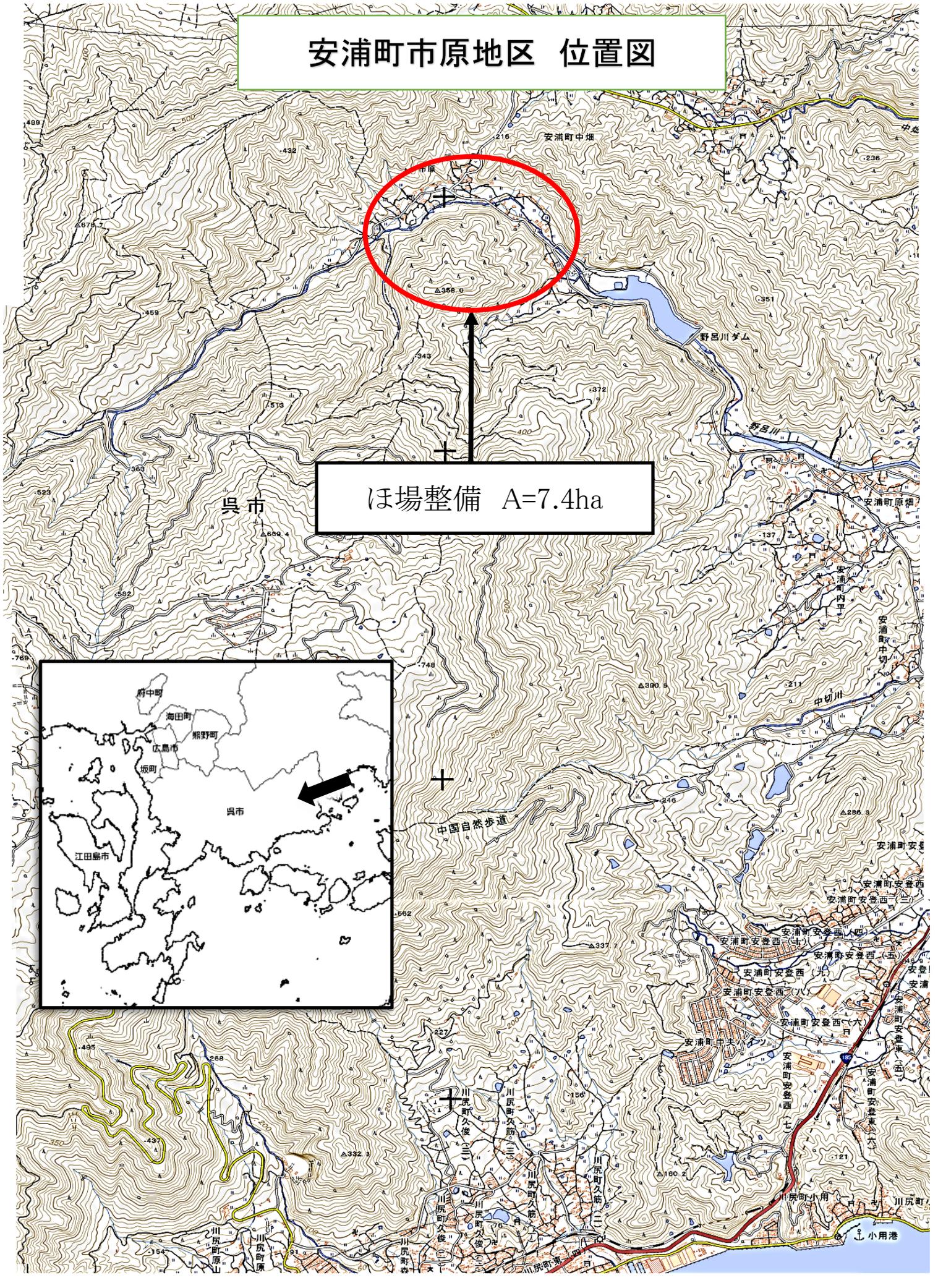
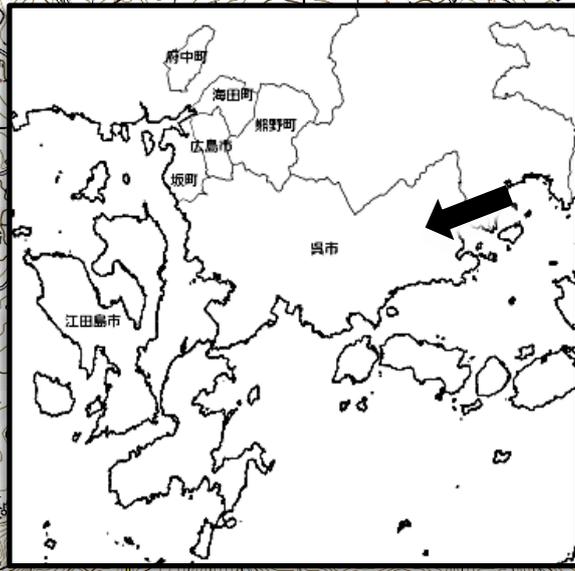
第10章 計画概要図

別紙のとおり

安浦町市原地区 位置図

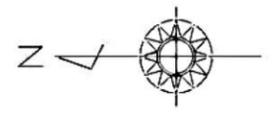


ほ場整備 A=7.4ha

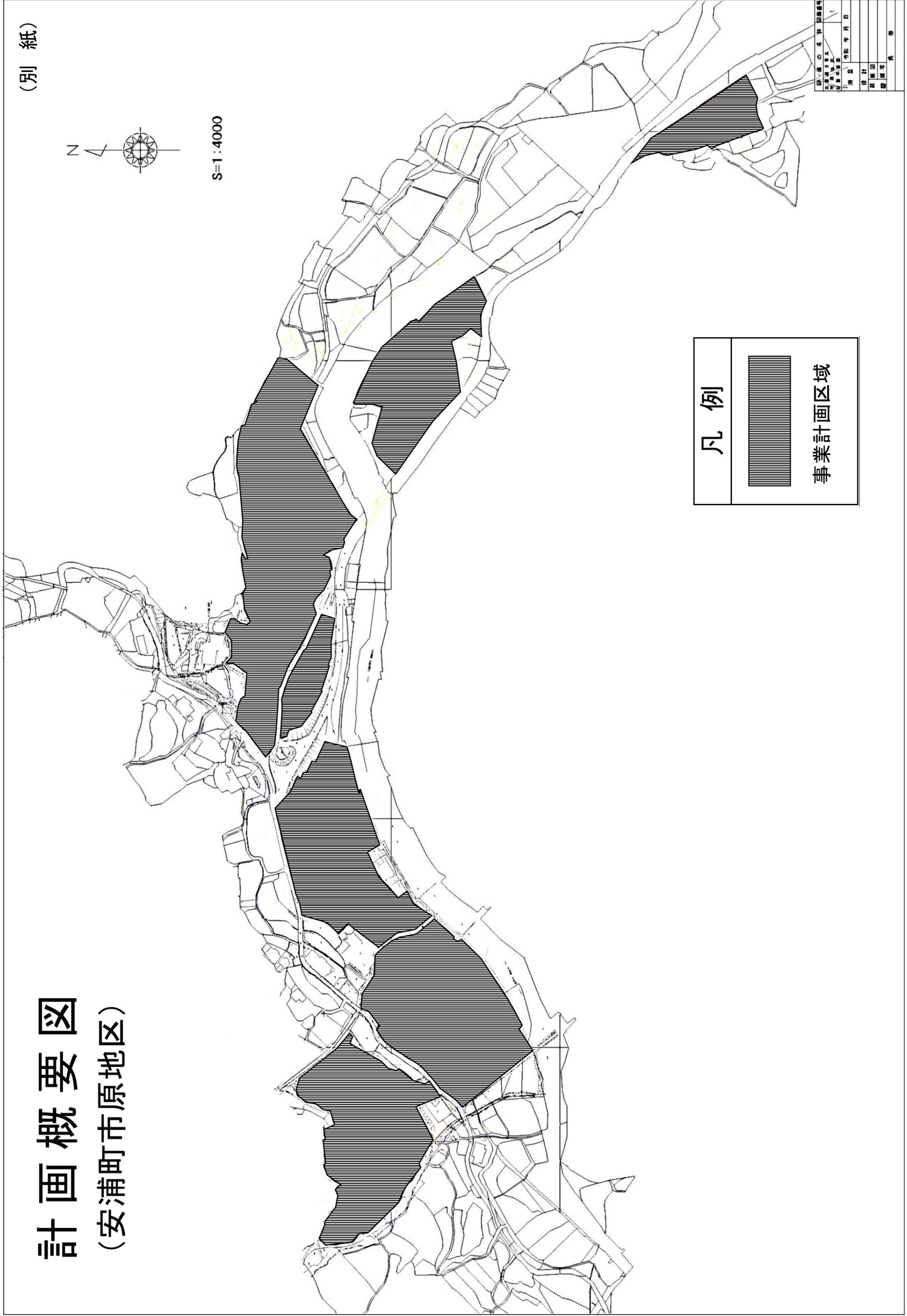


計画概要図 (安浦町市原地区)

(別紙)



S=1:4000



凡例	
	事業計画区域

図名	安浦町市原地区
作成者	
作成日	平成 年 月 日
設計	
監査	
承認	